

議案第 7 号

調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

提出者 調布市教育委員会  
教育長 大和田 正 治

提案理由

会計年度任用職員に支給する報酬の決裁区分の整備を行うため、提案する  
ものです。

調布市教育委員会訓令第 号

調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令

調布市教育委員会事務局事案決裁規程（昭和44年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2号オ中「給料」を「給料（会計年度任用職員に支給する報酬を含む。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後						改正前							
<p>○調布市教育委員会事務局事案決裁規程                      昭和44年7月25日教育委員会規程第2号                      附 則（令和3年3月31日教委訓令第5号）                      この訓令は、令和3年4月1日から施行する。                      附 則（令和4年 月 日教委訓令第 号）                      この訓令は、令和4年4月1日から施行する。</p>						<p>○調布市教育委員会事務局事案決裁規程                      昭和44年7月25日教育委員会規程第2号                      附 則（令和3年3月31日教委訓令第5号）                      この訓令は、令和3年4月1日から施行する。</p>							
別表第2（第6条関係） 補助執行に係る決裁事案						別表第2（第6条関係） 補助執行に係る決裁事案							
項目	決裁権者				指定合議先	通知先	項目	決裁権者				指定合議先	通知先
	課長	次長	部長	教育長				課長	次長	部長	教育長		
(1) 収入の調定を決定すること。	1,000万円未満	1,000万円以上					(1) 収入の調定を決定すること。	1,000万円未満	1,000万円以上				
(2) 次のアからオまでに掲げる支出負担行為を決定すること。							(2) 次のアからオまでに掲げる支出負担行為を決定すること。						
ア 食糧費に係るもの。	2万円未満	2万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上			ア 食糧費に係るもの。	2万円未満	2万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上		
イ 光熱水費及び通信運搬費に係	○（調布市						イ 光熱水費及び通信運搬費に係	○（調布市					

改正後							改正前							
	るもの	会計 事務 規則 (昭 和39 年調 布市 規則 第26 号) 第 38条 第3 項第 1号 又は 第2 号の 規定 の適 用が ある もの にあ って は、会 計課 長)							るもの	会計 事務 規則 (昭 和39 年調 布市 規則 第26 号) 第 38条 第3 項第 1号 又は 第2 号の 規定 の適 用が ある もの にあ って は、会 計課 長)				
	ウ 建物総合損害	○							ウ 建物総合損害	○				

改正後							改正前							
	共済, 自動車損害 共済及び賠償責 任保険に係るも の							共済, 自動車損害 共済及び賠償責 任保険に係るも の						
	エ 負担金, 補助金 及び交付金に係 るもの	200万 円未 満	200万 円以 上					エ 負担金, 補助金 及び交付金に係 るもの	200万 円未 満	200万 円以 上				
	オ アからエまで に掲げるもの, 定 例日に支給する 給料 (会計年度任 用職員に支給す る報酬を含む。), 職員手当, 共済費 及び旅費, 交際 費, 賠償金, 償還 金並びに利子以 外に係るもの	500万 円未 満 (調 布市 会計 事務 規則 第38 条第 3項 第3 号の 規定 の適 用が ある もの にあ って は, 会 計課	500万 円以 上 2,000 万円 未満	2,000 万円 以上 5,000 万円 未満				オ アからエまで に掲げるもの, 定 例日に支給する 給料, 職員手当, 共済費及び旅費, 交際費, 賠償金, 償還金並びに利 子以外に係るも の	500万 円未 満 (調 布市 会計 事務 規則 第38 条第 3項 第3 号の 規定 の適 用が ある もの にあ って は, 会 計課	500万 円以 上 2,000 万円 未満	2,000 万円 以上 5,000 万円 未満			

改正後							改正前							
		上100万円未満)	円以上500万円未満)	円以上1,000万円未満)					上100万円未満)	円以上500万円未満)	円以上1,000万円未満)			
(4)	収入の通知及び支出命令を決定すること。	○							○					
(5)	不動産物件の取得、交換及び補償補填の契約を決定すること。(予算の範囲内で計画どおり執行するものに限る。)		1,000万円未満	1,000万円以上5,000万円未満						1,000万円未満	1,000万円以上5,000万円未満			
(6)	予算見積書を作成すること。			○							○			
(7)	予算執行計画書を作成すること。	○							○					
(8)	予算の流用及び予備費の充用を申請すること。	目内での流用		目及び項間の流用予備費の充用					目内での流用		目及び項間の流用予備費の充用			
(9)	予算の配当を要求すること。	○							○					
(10)	課内の決算資料	○							○					

改正後							改正前								
						長)									
(3) 次のアからウまでに掲げる契約を決定すること。							(3) 次のアからウまでに掲げる契約を決定すること。								
ア 単価契約によって契約済みの物品の購入その他の契約							ア 単価契約によって契約済みの物品の購入その他の契約								
イ 1件の予定価額(契約締結依頼書の締結依頼額をいう。以下同じ。)が30万円未満の契約							イ 1件の予定価額(契約締結依頼書の締結依頼額をいう。以下同じ。)が30万円未満の契約								
ウ 1件の予定価額が30万円以上の契約で、調布市契約事務規則(昭和39年調布市規則第33号)第42条の2第1項第3号の規定により主管課で契約を行うことが認められたもの(別に定めがあるものを除く。)							ウ 1件の予定価額が30万円以上の契約で、調布市契約事務規則(昭和39年調布市規則第33号)第42条の2第1項第3号の規定により主管課で契約を行うことが認められたもの(別に定めがあるものを除く。)								
		30万円以上500万円未満(ただし、物品の購入については、30万円以	500万円以上2,000万円未満(ただし、物品の購入については、100万	2,000万円以上5,000万円未満(ただし、物品の購入については、500万											
		30万円以上500万円未満(ただし、物品の購入については、30万円以	500万円以上2,000万円未満(ただし、物品の購入については、100万	2,000万円以上5,000万円未満(ただし、物品の購入については、500万											

改正後							改正前						
を作成すること。							を作成すること。						
(11) 収入の全部又は一部の減免を決定すること。	基準 の明 確な 物又 は裁 量の 余地 のな いも の						(11) 収入の全部又は一部の減免を決定すること。	基準 の明 確な 物又 は裁 量の 余地 のな いも の					